

県内均一の保険料率などをお知らせします

- 保険料は、被保険者一人ひとりにかかります
- 均等割額 41,592 円
- 所得割率 100 分の 7.75
- 一人当たり平均保険料 71,660 円（軽減後 59,507 円）

●計算方法

均等割額	所得割額
41,592 円	被保険者の総所得金額等（※）から 33 万円を差し引いた金額の合計 × 7.75%

保険料 =

※収入から必要経費（給与所得控除額、公的年金等控除など）を差し引いたものです。
※均等割額と所得割額の合計に 100 円未満の端数がある場合は、切り捨てします。

- 保険料の上限額は、50 万円となります

- 保険料の軽減

総所得金額等が下記金額以下の世帯	減額割合
33 万円	7 割
33 万円 + 24.5 万円 × 当該世帯に属する被保険者数 （被保険者である当該世帯主を除く）	5 割
33 万円 + 35 万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2 割

※総所得金額とは、たとえば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減判定については、65 歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに 15 万円差し引いた額で判定します。

※なお、世帯主の方が後期高齢者医療制度の被保険者の方でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

※おことわり

この内容は、国が示す資料などを基にしていますが、今後変更されることもあります。

※後期高齢者医療制度についての問い合わせ先

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207
 中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112
 大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136
 鳥取県後期高齢者医療広域連合
 ☎ 0858 - 32 - 1097

平成20年4月から
「後期高齢者医療制度」が始まります

現在、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は国民健康保険や健康保険等に参加しながら、「老人保健制度」で医療給付を受けていますが、この老人保健制度は平成19年度で廃止され、平成20年4月から新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

